

## 2016年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

### 1. 介護保険～総合事業と障がい者65歳問題、高齢者問題

- ①総合事業に移行しても、すべての要支援者が、現行どおりの条件と内容でホームヘルパーとデイサービスが利用できるようにすること。サービス類型については、訪問・通所ともすべて現行相当サービスのみとすること。要支援・要介護認定は、まず新規・更新ともすべての申請者ができるようにし、基本チェックリストによる振り分けをしないこと。

#### 【回答】くすのき広域連合事業課

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）につきましては、平成29年4月からの実施に向け、介護保険サービス事業者へのアンケート調査を平成28年5月に実施し、その幅広いご意見等も踏まえ、現行相当以外の多様なサービス類型の創設も視野に入れ検討を重ねているところであり、高齢者の自立した生活を支援するために必要なサービスを提供できる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

また、基本チェックリストにつきましても、その特性を考慮し、活用方法等について検討してまいりたいと考えます。

- ②介護事業所の抱える問題点（人材確保困難、報酬削減等による経営悪化）を踏まえ、地域の介護基盤を育成維持・向上させること。総合事業の案について、市内の関係事業所が参加する「話し合い」の場を早急に設定し、十分に意見を聞くこと。総合事業現行相当サービスの報酬を切り下げないこと。

#### 【回答】くすのき広域連合事業課

地域の介護基盤整備につきましては、介護保険事業者連絡会等との連携により、状況を把握するとともに、協働により、育成・向上に努めてまいりたいと考えております。

また、新しい総合事業につきましては、介護保険サービス事業者へのアンケート調査によりご意見等を頂戴したところであり、直ちに話し合いの機会を予定しているものではありませんが、ご意見を聞く機会につきましては、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

③40歳以上の特定疾患・65歳以上障がい者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律的に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障がい者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障がいそれぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

【回答】くすのき広域連合事業課

40歳以上の特定疾患・65歳以上の障がい者につきましては、本広域連合の各支所や各市障がい福祉所管の窓口等において、利用を希望されるサービス内容を聞き取り、必要とされる支援が障がい福祉サービス固有の内容や、介護保険サービスのみでは不足していると認められる場合には、窓口間、担当の介護支援専門員等と連携し、当該障がい者に必要なサービスが提供されるよう調整を図っているところです。引き続き、支所や各市障がい福祉所管課と連携し、適切な対応に努めてまいります。

④前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障がい福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

【回答】くすのき広域連合事業課

65歳に到達した障がい者につきましては、障がいの特性を踏まえ、必要に応じてサービス調整が求められるものと認識しており、引き続き、支所や各市障がい福祉所管課等と連携し、適切な対応に努めてまいります。

⑤障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】くすのき広域連合総務課

介護保険サービスの利用につきましては一割または二割負担となっておりますが、所得に応じて負担上限額が定められており、上限を超えた場合その超えた分を高額サービス費として支給しております。

⑥高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】くすのき広域連合総務課

高齢者の熱中症については、体力的な面からも大事に至るケースもあり、予防に向けた取組みは重要であるということは、認識しております。

しかしながら、本要望の内容に関しましては、各市における高齢者福祉施策に位置付けられるものと解しており、各市においてそうした取組みを図るべき事項であると考えております。